平成２８年（フ）第４２３６号
東京都武蔵野市中町２丁目25―12―26
債務者　海東　智美
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２３７号
東京都杉並区浜田山４丁目31―24―21号室、住民票上の住所東京都杉並区浜田山４丁目31―24
債務者　濱垣かおり
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２４６号
東京都町田市忠生４丁目10―８―203
債務者　小野寺忠典
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５０号
東京都葛飾区立石６丁目７―13―502
債務者　倉辻　裕司
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６０号
東京都北区赤羽台３丁目21―32―202
債務者　松本　久志
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６３号
東京都墨田区京島３丁目66―６
債務者　櫻井　　寛
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６８号
東京都北区桐ケ丘１丁目３―11―310
債務者　小嶋　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６９号
東京都日野市平山６丁目９―１―204
債務者　多喜梨沙子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７０号
東京都墨田区向島２丁目22―１―904
債務者　渡部　千帆（旧姓泰山）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷345―１―404
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７４号
千葉県習志野市藤崎２丁目７―26―205
債務者　飯島　隆雄
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７５号
東京都大田区中馬込１丁目19―２―603
債務者　武田　路子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７６号
東京都調布市小島町２丁目12―15
債務者　遠藤由希子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７７号
東京都江戸川区東葛西５丁目39―16―304　レジデンス鹿野Ⅰ
債務者　池　　秀治
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２７９号
東京都目黒区原町１丁目５－７　中央百貨店204
債務者　佐藤ルイサ・佐藤ルイサテノリオこと　サトウ　ルイサ　テノリオ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部